

# 安保三文書とそのイデオロギーに 対抗する



東京法律事務所・弁護士

ささやま なおと  
笹山 尚人

## はじめに

岸田<sup>きしだ</sup>政権による超軍拡路線と憲法破壊が進んでいる。岸田政権の言う「聞く力」というのは、どうやら我が国社会に生きる民衆の声を聞く力ではなく、アメリカと財界の声を聞く力、それもこれまでの自公政権以上の聞く力、ということだったようである。

本稿に与えられたテーマは、岸田政権の暴走政治のテーマ中「防衛」問題に関わる部分、とりわけ、いわゆる「安保三文書」とはなにか、その問題点はなにか、「防衛力」の強化が声高に叫ばれるようになり、世論にもそれに賛同を寄せている声もある中、私たちはどう考え、どう運動をつくっていくか、というものである。

なお、安保三文書の内容や、その背景となる政府の「防衛」の方針とその変遷、問題点などについては、私が議長を務める青年法律家協会弁護士学者合同部会も参加する、改憲問題対策法律家6団体が2022年11月に発表した意見書、「9条実質

改憲としての安保三文書改訂—賛成させないためのQ&A—」で詳しく網羅的に検討されている。以下の文章でもその内容を活用しているので、あわせてご参照いただきたい（青年法律家協会のホームページでダウンロードできる）。

## 1 安保三文書とはなにか

### 1 安保三文書とは

岸田政権は、2022年の参議院選挙を受けて、衆議院でも参議院でも改憲勢力で3分の2以上の議席を占めたことを背景に、「防衛戦略」の再検討を進めてきた。2022年の年始からすでに有識者意見交換会を開始させていたが、参議院選挙後の9月に同交換会の議事要旨をまとめ、また同じ9月からは「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」をも発足させ、これらの議論を用いながら、22年12月16日に発表したのが「安保三文書」である。

三文書とは、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の3つの文書のことである。

「国家安全保障戦略」は、国家安全保障に関する最上位の政策文書であり、外交防衛に関する基本方針を定めたものである。

「国家防衛戦略」は、従来の「防衛計画大綱」に代わる文書であり、防衛力整備の指針を定め、防衛目標を設定し、達成するためのアプローチと手段を示す文書である。

「防衛力整備計画」は、保有すべき防衛力水準を達成するための中長期的な整備計画を定め、具体的な装備品の装備の規模、防衛費の総額などを定めた文書である。

## 2 三文書のそれぞれの概要と位置付け

安保三文書は、防衛省のホームページなどでダウンロードして読むこともできるが、量が多く難解な文書でもある。そこで、ここでは、安保三文書のそれぞれの役割と概要について、解説を試みる。

### (1) 「国家安全保障戦略」

「国家安全保障戦略」は、国家安全保障の政策を記載した文書である。総論各論といった区分けで言うところの総論を担当する文書である。

その内容としては、概要次の内容を持っている。

中国、北朝鮮、ロシアを「普遍的価値（自由、民主主義、基本的人権尊重、法の支配）を共有しない一部の国」とし、これらの国が、国際秩序を揺るがすとの情勢認識を示す。そのうえで、それに対抗するために、日米の連携強化と防衛体制の強化が必要である。防衛体制の強化を、2027年度

までに達成すると期限を定めて、予算水準をGDP比2%に達するようにしていくと宣言する。また、官民の連携強化をも宣言する。

### (2) 「国家防衛戦略」

「国家防衛戦略」は、防衛目標設定とその達成のためのアプローチと手段を示している。その内容としては、概要次の内容を持っている。

・防衛目標とは、①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境の創出、②同盟国・同志国との協力・連携による抑止、③シームレスな対応。

・そのアプローチは、①我が国自身の防衛体制の強化、②同盟国である米国との協力強化、③同志国などとの連携強化。

・防衛体制の強化として、スタンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力、無人アセット防衛能力、領域横断作戦能力の充実が必要。

ここでいう「スタンド・オフ防衛能力」とは、敵の射程圏外から攻撃できる能力であり、新型ミサイルの装備化や射程の伸長などで強化される。防衛省は、「我が国への侵攻がどの地域で生起しても、我が国の様々な地点から、重層的にこれらの艦艇や上陸部隊等を阻止・排除できる必要かつ十分な能力を保有する。次に、各種プラットフォームから発射でき、また、高速滑空飛翔や極超音速飛翔といった多様かつ迎撃困難な能力」としている。

「統合防空ミサイル防衛能力」とは、アメリカが2013年に定めて推進している「防衛」構想(IAMD)のことで、弾道ミサイルや巡航ミサイル、航空機、無人機など空からの脅威に、イージス艦や早期警戒機、地上配備レーダーなどの情報を統合し、敵の攻撃を阻止する、というものであ

る。

「無人アセット防衛能力」とは、無人による装備という意味であるが、防衛省によれば、「無人アセットを情報収集・警戒監視のみならず、戦闘支援等の幅広い任務に効果的に活用する。また、有人機の任務代替を通じた無人化・省人化により、自衛隊の装備体系、組織の最適化の取組を推進する」としている。

「領域横断作戦能力」とは、「宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合し、相乗効果によって全体の能力を増幅させる領域横断作戦により、個別の領域が劣勢である場合にもこれを克服し、我が国の防衛を全うする」（防衛省）というものである。

### （3）「防衛力整備計画」

「防衛力整備計画」は、（1）（2）を踏まえた具体的な装備やそのための予算論を展開するものである。総論各論でいえば、各論の役割を果たすものである。

ここで、2023年度から5年間総額で43兆円の大軍拡が必要、とされている。このうち、スタンド・オフ・ミサイルのために約5兆円の費用が必要としている。

スタンド・オフ・ミサイルとは、トマホークや超音速誘導弾のことを指している。これらの装備の特徴は、大幅な長距離射程が実現することである。

例えば、「12式対地艦誘導弾能力向上型」であれば、航続距離は200kmから1000km以上になる。極超音速誘導弾の航続距離は、3000kmである。トマホークの場合で1600kmである。

このように、1000kmから3000kmで、中国や北朝鮮の主要都市は、我が国からの射程範囲内に入る。

## 3 安保三文書の核心

### （1）敵基地攻撃能力の保有と総額43兆円の軍拡予算の確保が核心

安保三文書は、中国などの国を我が国と価値観の相容れない国として、いわば「敵」として位置付けて、「敵への対抗」のために、総合的な観点で軍事力の保有とその戦略を提起する文書である。

そしてその核心は、「スタンド・オフ防衛能力」だの、「統合防空能力」だのといった言葉で取り繕っているが、「敵基地攻撃能力」という、先制攻撃能力の保有を打ち出し、そのための大幅な軍事予算（防衛費 GDP 2%、5年間で総額43兆円もの予算増）を確保するというものである。

### （2）従来の政府解釈からの変遷

自公政権は、防衛戦略やそれに基づく自衛隊の在り方について、日本国憲法9条を始めとする憲法の平和主義による制約を受けてきた。

憲法9条の解釈の仕方には何通りかの考え方があるが、昭和の時代の自民党政権の時期においても、第1項で戦争の放棄が定められているが、ただしこれは、自衛戦争まで放棄するものではない、第2項で戦力の不保持が定められているが、自衛のための必要最小限度の実力は戦力にあたらぬ、とするものであった。この解釈に基づき、①急迫不正の侵害としての武力行使が発生したこと、②他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使であること、という3つの要件のもとで、自衛権は行使できるとしてきたのである。

この考え方に変更を加えたのが第2次安倍政権であった。2014年7月の閣議決定において、憲法9条の解釈を変え、①存立危急事態において、②

他の適当な手段がないとき、③必要最小限度の実力行使は許される、という武力行使の新3要件とされる考え方を打ち出したのである。この①存立危急事態の中に、我が国に対する直接の侵攻がない場合が含まれるため、これが「集団的自衛権の行使容認」とされるわけである。この閣議決定に基づいて定められた2015年のいわゆる「安保関連法」（「戦争法」と私たちは呼んでいる）で、自衛隊の海外派兵が本格的に可能になった。

### （3）先制攻撃能力保有に踏み出す

このような変遷がたどられた後でも、自衛隊が装備として、「専守防衛」の枠を超えるとおぼしき先制攻撃能力を保有する装備を持ち、そのために予算を割かれる事態はこれまで発生してこなかった。この領域に踏み込んだのが、「安保三文書」である。スタンド・オフ防衛能力、トマホークなどの保有は、まさにその内容を示している。

## 4 安保三文書の実現のための現状の動き

2023年3月28日、2023（令和5年度）予算案は、自民・公明両党などの賛成多数で成立した。総額114兆円規模の一般会計歳出のうち、防衛力の抜本的な強化のため「防衛費」が6兆7880億円（前年度より1兆4192億円上回って過去最大）、これとは別に、将来の防衛力強化にあてる「防衛力強化資金」に3兆3806億円を計上した。

内訳として、「反撃能力」を行使するために敵の射程圏外から攻撃できる「スタンド・オフ・ミサイル」としてアメリカの巡航ミサイル「トマホーク」の取得に2113億円、国産のミサイル「12式地对艦誘導弾」の改良開発・量産に1277億円が計上された。

## 2 安保三文書とその具体化の問題点

安保三文書とその具体的内容、実現させるための状況がわかったところで、その問題点について検討しよう。

### 1 敵基地攻撃能力の保有は、「防衛」ではなく「武力による威嚇」になっている

トマホークの保有などの「敵基地攻撃能力」（政府のいう「反撃能力」）の保有は、我が国が、これまで「防衛」の基本指針としてきた「専守防衛」の枠組みを大きく逸脱している。

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も、必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢である。

これは、自民党政府自身が、表明してきた内容である。

1959年3月19日、伊能繁次郎<sup>いのうしげじろう</sup>防衛庁長官（当時）は、国会で、「こういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって、平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っていることは、憲法の趣旨とするところではない」と述べている。

また、1972年10月31日、田中角栄<sup>たなかかくえい</sup>首相（当時）は、国会で、「専守防衛とは、防衛上の必要から相手の基地を攻撃することなく、もっぱら我が国土及びその周辺において防衛を行うということであり、これはわが国防衛の基本的な方針だ」と述べている。

トマホークなどは「相手の基地を攻撃する」こ

とが可能な装備であり、これを保有することは、「平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っている」ことになるから、岸田政権の方針である安保三文書は、明らかにこれら政府答弁と矛盾する。では、政府答弁の考え方を変えたのかといえば、「そうではない」と言うからややこしい。岸田首相は、田中首相の答弁について、「いわゆる海外派兵は一般的に憲法上許されないということを述べたもの」なる意味不明のねじ曲げをしている。

現実問題として、北朝鮮や中国の立場に立ってみれば、自らの主要都市が先制して攻撃され、壊滅的な打撃を被る恐れのある装備を日本が保有しているということになれば、これは、実際上は先制攻撃できる能力を日本が持っているということであるから、これを「武力による威嚇」と捉えないうわけがない。

トマホークをはじめとするスタンド・オフ・ミサイルを保有するということは、「専守防衛」を逸脱し、憲法9条1項の禁ずる「武力による威嚇」に該当する事態である。

そうなると、これ自体がさらなる軍拡を煽り、わが国の平和を脅かす事態となる。

## 2 現実的な問題

### (1) 巨額の軍事関係予算はどこから捻出されるか

安保三文書による軍拡で、2023年度予算も史上最大の防衛費が予算として計上され、かつ、「防衛力強化資金」という予算項目も設置され、軍事関係の予算は、総額10兆1686億円となった。国家予算全体が114兆円であるから、予算全体の9%程度が軍事関係予算なのである。

では、この予算はどうやって捻出するのかとい

う点で、国民生活のしわ寄せになるというのが現実的問題である。

2023年度予算は社会保障費が36兆円規模と、これも過去最大であるが、昨年度に比べて6154億円の増加である。防衛費が1兆5000億円弱増加したのと比べて対照的であり、社会保障が重視されていないことがわかる。

また、予算の手当として活用されているのが国立病院機構、地域医療機能推進機構の積立金や、復興特別税を転用してあてる、といった手法である。

今後もこうした予算の考え方が継続すれば（安保三文書は、5年間で43兆円の財源とするとしているのだから継続することを想定している）、わが国社会に暮らす民衆の生活に関わる予算が軽視され、そこから防衛費に予算が回されるという事態が深く大きく進行することが考えられるし、さらなる増税や、国債発行といった事態につながるものが容易に想定される。

### (2) 日本は先進国から転落しつつあり、軍拡競争は生活破綻への道

日本に暮らす民衆は、日本が先進国の地位から転落しつつある、ということをそろそろ自覚すべきである。

一人あたりのGDPの2021年度国際比較で日本は28位であり、2027年度には、韓国に、28年には台湾に追い越される見通しである。一人あたりの実質賃金の国際比較は、2020年度の場合で、日本は23位で、20位の韓国より低い。こうした状況での急激な軍事関連予算の増大は、それだけでなくとも2022年度で赤字国債の発行残が1042兆円にもものぼっている日本経済を破綻させる道でしかない。

これは、軍拡競争によって、私たちの暮らしから豊かさを奪い、いずれは生活自体を奪っていく

事態である。現状、私たちの生活は、ウクライナ戦争などの影響による物価高によって疲弊し、多くの人びとが困窮している状況にある。ここにさらなる追い打ちをかけ経済を破綻させることは、耐えがたい苦痛となる。

### 3 安保三文書の実際の狙い

#### 1 防衛のためには仕方ない？

この岸田政権の安保三文書による政策は、従来の「専守防衛」論を劇的に転換させるもので、また、私たちの生活にしわ寄せが来てでも先制攻撃できる能力を保有しようとするものであるから、わが国の「専守防衛」政策の放棄と受け止めても良い、大きな出来事であろう。

しかしこの岸田政権の安保三文書による政策には、一般的にみて、大きな反発が世論の側から沸き起こっていない。

「良いとは思わないが、今の世の中からすればある程度は仕方がない」という消極的な支持の意見が多いように見受けられる。

この点は、安保三文書の考え方と政策が、事実に基づく有効な手法であれば、そのような選択肢も「あり」なのかもしれない。

しかし、実際の所は、事実に基づいてもいないし、有効でもない。そしてなにより、安保三文書の目指すところは、実際のところわが国の社会の防衛ではない。この点の事実も見据えておかなければならない。

以下では、この点について検討する。

#### 2 日本が侵略される脅威について

戦争が起こるには必ず理由がある。その意味で、日本が、他国から侵略される危険が現実的な脅威として実際に存在するかを検討することが必要である。

##### (1) ウクライナ問題を単純に想定しない

ウクライナを見ろ、とは良くある議論である。しかしウクライナの場合にも、ウクライナのNATO加盟や、東部におけるロシアの支配権の確立など、ロシアが侵略するにあたっては、正当性はなくともロシアなりの理由があったと思料される。では、こうした理由が、現在の中国や北朝鮮、ロシアに、日本との関係で存在するかと考えるべきである。単純にウクライナの事態を想定するのは、論理の飛躍が過ぎる。

##### (2) 脅威とは何か

そもそも「脅威」とは何か。

日本からみて、北朝鮮、中国、ロシアの「脅威」とはなにか。日本の国土や政治的支配を希望しているということについて具体的な根拠はあるか。

脅威とは、想像の産物でいくらでも創造できるものである。2003年のイラク戦争を開始したとき、アメリカのブッシュ大統領（当時）が口実にした「大量化学兵器の保有」なる「脅威」は、後に大嘘であったことが判明した。私たちは、こうした誤りが入りやすく、思い込みで生まれやすい考え方に依拠するべきではない。

さらに「脅威」を言うなら、相手もこちらを「脅威」と見ることを忘れてはならない。そして、その「脅威」によって突っ走ったときに、それが

破綻したときどうなるかを考えなければならない。

こうして考えると、「脅威」という不確かな概念に依拠することの危うさがわかる。

### (3) 現実に考えられる武力紛争は台湾有事

現実にアジアで武力衝突が起こる可能性があるとするれば、一番可能性が高いのは、台湾の独立を巡って、米中が台湾近郊で軍事衝突する場合である。

この場合は、南西諸島や、日本国内の米軍や自衛隊の基地が、攻撃対象になる。この点の危険を回避することは必要である。

## 3 安保三文書は日本社会の安全のために有効ではない

上記2(3)の場合や、いくら日本が侵略される現実的具体的危険について検討しても、抽象的に存在する危険について不安を拭えないという考え方もある。では、そうした場合にとって、安保三文書の政策は、有効適切な対処になっているといえるかが次の問題である。

### (1) 武力攻撃の着手を正確に探知し、その地点を特定して反撃するのは不可能である

2023年度に1277億円もの予算がつぎ込まれる「12式対地艦誘導弾」は、自動車に積載して発車するタイプのものを想定している。このように、現代のミサイル発射ポイントは、いくらでも移動によって変更できる。

岸田政権のいう「反撃能力」は、相手が武力攻撃に着手してから、その攻撃ポイントを的確に攻撃する必要のある話しであるが、相手が、いつ、どこで、何ヶ所くらいから攻撃をしようとするのかを把握し、その攻撃前に正確にそれを全て攻撃

し破壊するなど、不可能である。

その意味では、スタンド・オフ・ミサイルによって日本を防衛することは不可能である。

安保三文書はこの点について何も語らない。

### (2) 飛来するミサイルを打ち落とすことも不可能である

2023年4月13日、北朝鮮が弾道ミサイルを発射して、それが日本の領域内に着弾する恐れがあるとして、北海道を対象にJアラートが警報された。しかし、北海道はとてつもなく広い。その広い北海道のどこに落ちてくるのかわからないような不確かな情報しか、政府は発信できていないのである。

つまりは、ミサイルが発射されたら、そのミサイルがどこに落ちてくるのかを正確に把握することもまた、不可能である。そうである以上、攻撃がいったん行われたら、その攻撃を水際で防ぐこともまた不可能なのである。

安保三文書は、この点について何も語らない。

### (3) 壊滅的な被害の予測

そして、現実に日本が攻撃を受けた場合、壊滅的な被害が発生する予測が成り立つ。

①例えば、日本には、運転停止しているものも含めて、原発が54基存在し、その半分以上は、日本海側に存在している。原発については、常に、「止める、冷やす、閉じ込める」という安全原理が必要になる。そして、この安全原理は、原子炉や原子炉建屋にだけ存在すれば良いのではなく、水を流すパイプ一本にとっても必要なことである。つまりなんらかの攻撃により、原発の配管が失われ、原子炉内部や燃料棒を冷やすことができなくなった瞬間、メルトダウンの危険が発生するのであり、最悪の場合それは核爆弾が爆発するの

と同じ災厄をもたらすことになる。日本は、いわば核兵器を多数日本海側にさらしているのと同じ状態であり、原発を完全に防護することなしに、防衛論は語れないのが本来のはずである。

しかし安保三文書には、全くこうした視点は無い。

②それどころか、安保三文書は、南西諸島壊滅の事態を想定してはいる。

「国家防衛戦略」は、台湾有事になれば、南西諸島が戦場になること、自衛隊員に多数の死傷者が出ることを想定して、野戦病院の整備（那覇自衛隊病院の建て替え、一部地下化）、輸血用血液製剤の自衛隊独自保管、戦場での戦傷応急医療と後送体制の整備、南西諸島の自衛隊司令部の地下化と弾薬庫の整備、輸送部隊の増強、南西諸島の港湾、民間空港を軍事利用するための整備、改修が内容として盛り込んでいる。

しんぶん「赤旗」2023年4月12日付によれば、例えば航空自衛隊の宮古島分屯基地は、既に3層構造の地下様式になっている。そして、全国283地区で、司令部などの主要施設の地下化、壁の強化などの強靱化をはかる計画が示され、2023年度から5年間で4兆円をかけて、10年以上をかけて、日本全体で1万2636棟の施設を建て替え、5102棟を改修するとしている。

このように、安保三文書とそれに基づく政策は、攻撃を受けた場合を想定して、住民の安全をはかるのではなく、自衛隊の施設や運用が安全に確保されることに予算をつぎ込む内容になっている。

## 4

### 実際のところ、ねらいはアメリカの世界戦略への連携協力である

#### (1) 民衆を守るつもりがないことのあらわれ—「広島陸軍被服支廠」を訪問して

こうしてみると、岸田政権は、安保三文書に基づく「防衛」政策を進めたところで、実際のところ日本社会を彼らの見るところの「価値観の相容れない国」からミサイル攻撃があった場合や、台湾有事が発生した場合に、国土のいずれかが打撃を受け人的被害が出ることを避けられるとは考えていないし、ある意味国土が焦土と化しても、自衛隊の機能は維持できるように建物の強靱化、地下化といった作業を進めているように思われる。

こう考えた私は、青年法律家協会の企画で「広島陸軍被服支廠」を訪れたときのことを思い出す。

青年法律家協会の全国ミーティングで広島市を訪問した3月11日、私は仲間の会員たちとともに、最後に現地ツアーとして、「広島陸軍被服支廠」を訪れた。

陸軍被服支廠とは、第二次世界大戦が終わるまで軍都だった広島にあった、陸軍の被服用の工場跡のことで、「支廠」とは、今でいう「支店」とのことであった。広島にはかつて、武器弾薬などの製造工場や、倉庫など、軍関係の様々な施設があったとのことだが、現在はこの被服支廠の建物が合計4棟残る状況とのことであった。1棟あたり、縦の長さが100メートル、高さは4階建て相当。かなり大きな建物である。

この建物は、広島原爆の爆心地から2.5キロの位置にある。当時の広島の建物は、原爆の爆発によって爆心地付近の建物はほとんどが吹き飛び、焼け野原になったのだが、この4棟は、爆心地の方を向いている窓の鉄扉は爆風で歪んでいるが、それでも残っている。ものすごく頑丈な建物なのである。

これだけの立派な建物が、原爆の爆風にも耐えて残っている。ガイドの方にその理由を聞いたところ、「それは、やはり当時は、軍には豊富に予



算がすぎ込まれたということではないでしょうか」との答えであった。

軍事施設には豊富な予算を割り、相手からの攻撃にも耐えられるような堅牢な建造物を作って準備する。そして民衆の命と生活は二の次。かつて広島で起こっていたことは、現代日本でまた再現されようとしているのである。

「広島陸軍被服支廠」は、被爆建物であり、また、被爆直後はたて残った数少ない建物として、野戦病院的に用いられ、多数の方がここで治療を受け、また、亡くなられた場所とのことである。なんとなく、民衆の怨嗟の声が聞こえるような、不思議な迫りに満ちた建物であった。

## (2) 実際に行いたいのは、米軍の世界戦略の片棒担ぎ

では、岸田政権は本音で言えば、何を実現したいのであろうか。

それは、アメリカの世界戦略の片棒を担ぐことだといえる。

①アメリカは、自らを世界で唯一の超大国として、その覇権を全世界に及ぼすことを企図している。その戦略上、中国は、「戦略的パートナー」から「戦略的競争者」と位置づけが変更された。アメリカは、自らの覇権を脅かす、中国の覇権国家としての台頭を許さないという立場である。そこで、アメリカは、中国との関係で政治的・経済的・軍事的競争関係において優位な立場に立ちたい。

この観点からするとアメリカにとって重要な問題は、「アメリカ本土から中国へはミサイルが直接届かない」ということである。そこで重要になってくるのは日本の地政学的な位置である。アメリカとしては、米軍基地に関して財政的負担も負ってくれる日本を最大限利用して、中国に対す

る優位性を確保して、中国を囲い込む戦略を推進したいのである。

そこで利用されるのが「台湾有事」である。2021年3月9日、インド太平洋軍司令官は、アメリカの上院軍事委員会で、「中国は、6年以内に台湾へ武力侵攻する」と証言した。しかし、この発言の根拠は何も示されていない。

この「台湾有事」に備える戦略として登場するのが、韓国から南西諸島を経て台湾からフィリピン、マレーシアを経てインドネシアまでをつなぐ防衛線の確保である。この防衛線上に点々と軍事施設を置き、中国を囲い込むようにして、またどこから攻撃が行われるかわからないようにするというものである。

この一環として、米軍は沖縄配備の第三海兵師団第12連隊を2025年までに沿岸海兵連隊に編制し、1800人から2000人体制とする、中国海軍艦艇と揚陸部隊を島嶼部からミサイル攻撃できるようにする、部隊を多数の小部隊に分けて、南西諸島に事前配備し、ヒット・エンド・ラン攻撃を行うようにする、としている。在日米軍全体の体制としては、インド太平洋軍の指揮権の一部を在日米軍司令部に付与し、自衛隊の常設統合総合司令部と共同作戦を遂行できる体制とする。統合防空ミサイル防衛 (IAMD) を日米が共有するものとするとしている。

②安保三文書は完全にこのアメリカの世界戦略の一翼を担うものである。

上記のアメリカのインド太平洋軍司令官の証言は、日本のマスコミも早々に紹介している (2021年3月17日付読売新聞「『台湾有事』米危機感」、3月27日付共同通信「『6年以内』台湾有事に広がる懸念)。こうした例にあるように、根拠も示されていないアメリカ軍の態度をメディアが紹介して、危機が煽られている。

「国家防衛戦略」では、鹿児島県の南端、屋久島から与那国島までの約1200kmにわたる南西諸島は、中国軍を迎え撃ち、中国本土を攻撃できる態勢作りに寄与するものとされている。

その一環として、多種類のスタンド・オフ・ミサイルを配備すること。沖縄本島に配備している陸上自衛隊第15旅団を増強して師団化する。野戦病院化対応や地下化を推進するのは前述のとおり。そして、全自衛隊が米軍と共同作戦を行うための指揮体制を構築する、といったメニューが示されている。

③こうした進行している事実を見れば、日本がしていることは、実際には、アメリカの世界戦略の片棒を積極的に担いでいること以外の何物でもない。岸田首相は、安保三文書を2022年12月16日に定めて、年が明けた1月に早々に訪米。2023年1月14日に日米首脳会談に臨んだが、「日本の防衛費の歴史的な増額や新たな国家安全保障戦略を踏まえてわれわれは日米同盟を現代化している」とバイデン大統領が述べたことは実に象徴的である。バイデン大統領から肩を組まれて階段を降りてくる写真は、日本のポジションを端的に示しているといえよう。

日本にとっては、実に屈辱的な事態との感想を抱くが、岸田政権を担う人びとは、おそらくそうしたことを全く思わず、むしろこれが最適と確信しているのであろう。一体誰のための政治をしているのか。

## 4 安保三文書のイデオロギー に対抗する

### 1 安保三文書の正体

改めて、安保三文書とはなにかについてまとめる。

「敵基地攻撃能力の保有」を打ち出し、そのため的大幅な軍事予算（防衛費 GDP 2%、5年間で総額43兆円もの予算増）を確保するというものである。

自衛隊が装備として、「専守防衛」の枠を超えたとおぼしき先制攻撃能力を保有する装備を持ち、そのために予算を割かれる事態はこれまで発生してこなかった。この領域に踏み込んだのが、「安保三文書」である。

安保三文書がその根拠としている、価値観を共有しない国の「脅威」は事実に基づいていないし、仮にその脅威が実現した場合に対し、日本の安全を保つために有効な内容でもない。むしろ安保三文書は、日本が攻撃を受けて被害が発生することを想定し、その際も住民の安全をはかるのではなく、自衛隊の施設や運用が安全に確保されることに予算をつぎ込む内容になっている。

そして実際に行うことの内容は、アメリカの世界戦略の片棒を担ぐことになっている。

安保三文書とは、このように日本に暮らす民衆にとって、百害あって一利なしといえる。

真実はアメリカや軍需産業として利益を上げる大企業に奉仕するものであるのに、事実に基づかず真実をごまかして、危機を煽り、民衆の暮らしを圧迫することや財政的負担を強いること、またいざというときの犠牲をも「やむを得ない」とすることを押し付ける。岸田政権のしていることはこうした欺瞞に満ちたものであり、私はこれを「イデオロギー」と呼ぶ。

## 2 イデオロギーに対抗する

このイデオロギーに対抗する必要性があることは明らかと思われるが、それに労働組合が運動として取り組み、対抗することの意義と内容について、以下提起したい。

### (1) 労働組合運動の必要性

このイデオロギーに対抗するのは、民衆の運動の力に基づくこととなる。労働組合運動は、その中核を担うべきものである。

日本弁護士連合会は、その記念すべき第1回定期総会を広島で開催した。その際、「戦争は最大の人権侵害」との見解を表明した。

戦争が起きるとそこに人権はなくなる。労働者の人権も、暮らしも、戦争が発生すれば、根こそぎ奪われてしまうのである。そして、安保三文書は既に、日本が攻撃を受けて被害をこうむることを前提にして準備を進めることを定めており、それが2023年度の予算に盛り込まれているのである。日本には全国至る所に自衛隊基地もあれば、米軍基地も置かれている。そして、基地を狙った攻撃が必ず基地に落ちる保障もない。相手が、原発を狙えば広範囲に核攻撃がなされたのと同じ被害が発生する。戦争とそれによる被害は、具体化してもおかしくない状況にある。

だからこそ、日本の民衆は、それをよしとしない対抗運動を提起する必要があるし、労働者とその組織体である労働組合は、自らの暮らしと権利を守るために、安保三文書とその政策に対抗する運動に、率先して取り組むべきである。

日本において、労働運動、とりわけ全労連の労働組合運動が、民衆の運動全般において果たす役割は大きい。この運動は、民衆運動全体の牽引役

を果たすものである。全労連が運動に取り組む意義としては、ここを強調したい。

### (2) まずは自分の組合の世論喚起を

真っ先に取り組むべきことは、自分の組合の中で協議し、世論を喚起することである。

①現在の日本社会においては、安全保障に関する議論の中では、岸田政権のやりようについて積極的な賛成意見もあるし、良いとは思わないが、やはり中国や北朝鮮は怖いし、ということで消極的に賛成している意見も見られる。

そして、これらの意見は、けっこう強力である。

それは、ウクライナ情勢もあるし、政権選択として現状、自公政権に代わる革新的勢力を見いだせず、逆に日本維新の会のような、より憲法破壊に熱心な勢力が台頭している影響もあるだろうし、マスメディアが全体に自公政権の論調を擁護する情報を選択して流している状況もあるだろう。そして、民衆の生活が少しも改善の兆しを見せない現状の閉塞感が、より攻撃的な意見を威勢が良いものとして好感をもって受け止められる場面もあるだろう。安倍政権以来のありえない民主主義の破壊と政権の私物化の状況を踏まえ、諦めの境地に達していたり、政治的無関心を決め込む向きもあるかもしれない。

労働組合内部の意見も、社会の縮図として、上記のような社会の一般的状況と同様の議論があふれているに違いないと想像する。

②こうした状況であればこそ、労働組合のオルグや執行部には、より冷静で理知的な議論が必要になる。

その際、手がかりになるのは、やはり「事実」である。意見交換では、「見解の相違だね」で話は終わるかもしれない。ただ、「この事実をあな

たはどう受け止めるか」といった場合の、事実そのものは変えることができない。

上記の広島を訪問したときの話しにある「広島陸軍被服支廠」は、建物の存在そのものに胸打たれたし、その後訪れた平和祈念資料館の展示は、「戦争は絶対に繰り返してはならない」という事実を端的に提示している。

そして、「安保三文書」において、重視すべき事実は、私は以下の3つであると考えている。

ア、スタンド・オフ・ミサイルは、先制攻撃を可能にする装備であること。

イ、中国は超大国であり、その超大国が本気になって日本を攻撃しようとしたら、日本国内に被害を出さない状況とすることは不可能であり、安保三文書自身が、甚大な被害を受けることを想定していること。

ウ、世界はむしろ、外交による平和解決を推進していること。

③この第三点の「ウ」については、以下の事実を考慮して欲しい。

南シナ海の領土問題を巡って、フィリピンは、中国が主張している領海の境界線について、国際海洋条約に基づいて、常設仲裁裁判所に提訴した。同裁判所は、中国の主張する境界線には、国際法上の根拠がないとする判決を、2016年7月12日にくだした。

また、ASEANは、南シナ海での紛争防止のための行動規範(COC)を設けて、これに関して交渉を継続しており、紛争の抑止に努めている。

さらに、私と同じ事務所の同僚である岸松江弁護士、青龍美和子<sup>せいらみわこ</sup>弁護士による漫才コンビ、「四谷姉妹」は、「四谷姉妹が考える安全保障政策」として、「アニメ・音楽・自然・日本文化等の積極的発信」「教育の充実や科学技術振興により、世界の貧困と温暖化対策に技術提供を行う」とい

う提言をしている。日本が技術や文化の面で、世界で一目置かれるものを持っているのは厳然たる事実であり、この点を特色にして「あの国を攻撃してはダメだ」という状況を作り出すことは、確かに有益である。

### (3) 憲法9条の強調こそ、世界に大いに訴える力を持つ安全保障政策

自分から決して武器を持って侵略しない。むしろその姿勢を世界に広げよう。そして、地球を守る技術、生活のための技術を提供しよう。

貧困と温暖化、絶えざる紛争にあえぐ世界にとって、これこそ最も歓迎される姿勢である。

日本はそれを実践できる理論を携えている。憲法第9条である。

今となつては、憲法9条こそ、最大の安全保障政策の柱である。いまこそ、「諸国民の公正と信義」を信頼して、憲法第9条を携えて、平和な社会、持続可能な社会、生き続けられる社会の実現に向けた、対話と協議を行うこと。それこそが、日本の生きる道であり、日本に暮らす民衆の豊かさと平和を保障する道筋である。

この観点も大いに打ち出すべきことは、労働組合運動に限らない、日本社会に暮らす民衆の取り組むべき課題である。

ささやま なおと 1970年、北海道生まれ。1994年中央大学法学部卒業。2000年弁護士登録、東京法律事務所所属。第二東京弁護士会会員。弁護士登録以来、「すき家事件」「JMITU 三和機材支部事件」「千葉県医労連千歳会労組事件」など、青年労働者や非正規雇用労働者の権利問題と、労働組合運動との伴走をテーマとして、事件を担当している。著書に『パワハラに負けない！一労働安全衛生法指南一』『労働法はぼくらの味方！』（岩波ジュニア新書）、『それ、パワハラです』、『ブラック職場 過ちはなぜ繰り返されるのか？』（光文社新書）などがある。